

第1章 計画策定の背景と趣旨等

I 計画策定の背景と趣旨

近年、我が国では、少子化や核家族化の進行、女性の社会進出、地域コミュニティの希薄化など、子どもや子育て家庭を取り巻く状況が厳しさを増し、いじめや児童虐待、子どもの貧困などが社会問題化していることから、行政だけではなく、家庭や学校をはじめ、地域社会全体で、すべての子どもの育ちと子育てを支援していくことができる良好な環境をつくり上げていくことが重要になってきています。

こうしたなか、本市では、平成27年度からの5年間を第1期とする「函館市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、様々な施策を推進してきましたが、子ども・子育て家庭を取り巻く環境には課題が山積しております。

平成28年4月に施行された「函館市子ども条例」においては、子どもが、夢と希望を持ちながら生き生きと成長し、発達段階に応じた生きる力を身に付けることができるまちづくりを目的とし、子どもの支援と子育ての支援に関し、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割を明らかにしました。

平成29年度には、本市の子どもの貧困の実態について把握し、施策展開の基礎資料とするため、「函館市子どもの生活実態調査」を実施しました。

また、平成30年度に実施しました「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」では、子育て環境や子育て支援の満足度について（対象：就学前児童保護者、小学生保護者、中学生保護者）、満足度が「低い」「やや低い」を合わせると34.7%に対し、「高い」「やや高い」を合わせると22.7%となっており、安心して子育てができるよう、満足度を高める必要があります。

このようなことから、本市では、「函館市子ども条例」の目的を踏まえ、将来を担う子どもたちの健やかな成長を支え、安心して子どもを生み育てることができる社会の実現をめざして、子ども・子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、「第2期函館市子ども・子育て支援事業計画」（令和2年度～令和6年度）を策定しました。

II 計画の位置付け

この計画は、子ども・子育て支援法に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村行動計画」双方を一体のものとして策定しておりますとともに、「函館市子ども条例」に基づき、子どもや子育て家庭の支援に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本計画として位置付けています。さらに、子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づく「市町村子どもの貧困対策計画」としても位置付けています。

また、その推進にあたっては、将来を見据え、本市のまちづくりを総合的かつ体系的に進めるための「函館市総合計画基本構想」を踏まえ、他の諸計画との整合・連携を図っていきます。

Ⅲ 計画の期間

令和2年度（2020年度）から令和6年度（2024年度）までの5年間

Ⅳ 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、「函館市子ども・子育て支援に関するニーズ調査」の実施のほか「函館市子どもの生活実態調査」などの各種調査結果の活用や関係部局間の協議等により、各種事業の現状と課題を把握するとともに、日頃から子ども・子育て支援に深く関わる立場にある、学識経験者、事業主代表・労働者代表、子育て当事者、子育て支援当事者等（子ども・子育て支援に関する事業に従事する者）および一般公募による市民からなる「函館市子ども・子育て会議」を設置し、計画への意見反映に努めました。